

Info
1

毎年確認しましょう

屋外広告物のルールを守りましょう

店名・事業所名の看板や道案内の誘導板などの屋外広告物には、表示・設置するときのルールがあります。街並みや景観を守り、老朽化による倒壊、落下などにより人々に危害を与えることがないよう、確認をお願いします。

問い合わせ 都市計画課都市計画係(☎35-0932)



▲過去の台風で倒れた看板
普段から点検を行い、倒壊などによる被害を防止しましょう。

■あなたの表示・管理する屋外広告物は 大丈夫ですか？

屋外広告物を表示・設置するためには、一部を除いて設置場所や大きさ、高さなどの基準が定められており、許可が必要です。基準に適合していない屋外広告物を設置、または管理する人に対し、除却や改修などの措置を命じることもあります。

■9月1日～10日は 屋外広告物適正化旬間です

この期間を中心に、全国で屋外広告物法および同法に基づく条例の普及啓発活動を行います。

市では期間中、違反広告物のパトロールなどを実施します。

■点検には資格が必要な場合があります

堅ろうな広告物(建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物)の点検者の資格要件は、下記の表のとおりです。堅ろうな広告物以外の広告物は、下記の資格を有しない人でも点検が可能です。

点検者(点検することができる人)	基準
屋外広告士	○
広告美術仕上げ技能士等	○
屋外広告業者	×※1
屋外広告物点検技能講習修了者	○
屋外広告物講習会 修了者	×※2
うち、一・二級建築士	○

※1 安全点検を行う場合は、屋外広告物点検技能講習を受講するなどの対応をお願いします。

※2 有資格者に安全点検を依頼してください。

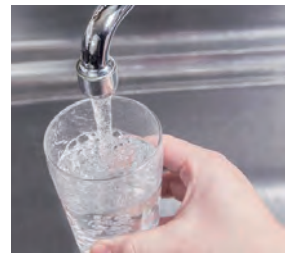
Info
2

手続きは不要です

上水道料金の基本料金分を減免します

コロナ禍や物価高騰が、市民生活や地域経済へ影響を及ぼしている状況を鑑み、市民生活および経済活動を支援するため、上水道料金の基本料金を2期分減免します。

問い合わせ 菊川市水道料金お客さまセンター(☎73-1120)
水道課庶務係(☎73-1115)



■減免の概要

対象者 令和4年7月5日、8月5日、9月5日および10月5日時点で市と給水契約があり、市内に給水装置を有する個人、または事業者および自治会

※国・地方公共団体、牧之原市区域および転居精算を除く。

対象期間 8月から11月の請求分

対象地区 <8月・10月の請求分> A地区(西方地区、河城地区、横地地区、小笠南地区、小笠東地区、町部地区のうち(緑ヶ丘、柳町)、六郷地区のうち(島、下本所、下半済、小出、神尾、牛淵、牧之原上・下)

<9月・11月請求分> B地区(加茂地区、平川地区、嶺田地区、町部地区のうち(日吉町、宮前、西通り、本通り上・下、新通、初咲町、日之出町一丁目)、六郷地区のうち(五丁目上・下、打上、日之出町二丁目、上本所上・下、上本所団地、雇用促進第1・第2、宮下、青葉台一・二・三丁目、仲島、県営住宅、虹の丘、つつじヶ丘)

■その他

- ・申請は不要です。
- ・市内から市内へ転居した場合は、1期につき1回の減免です。

- ・水道使用量が基本使用量(16㎡)までの場合、納付書の発行および口座振替はしません。
- ・集合住宅などで管理会社や建物オーナーが一括して給水契約をしている場合は、管理会社や建物オーナーに対して請求する上水道料金の基本料金が減免されます。管理会社や建物オーナーに水道料金を支払う人は、管理会社や建物オーナーに確認ください。
- ・市内に住所があり、掛川市、御前崎市または大井上水道企業団から給水を受けている人は、基本料金相当額2期分を助成する予定です。対象者には、後日お知らせします。

■減免となる金額(1期当り)

メーターの口径	減免料金
20mm以下	2,510円
25mm	2,870円
30mm	4,140円
40mm	7,360円
50mm	1万1,500円
75mm	2万5,880円
100mm	4万6,020円

※検針票に記載された請求予定金額は、減免前の請求額となります。

※口座振替の人は、減免後の請求金額が引落としとなります。

※納付書の人は、減免後の納付書が送付されます。